

## 調布市手話言語条例（素案 v3）

第4回委員会（令和6年3月5日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p><b>（施策の推進）</b></p> <p><b>第7条</b> 市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境を整備のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、手話を使用する者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、第1項に規定する施策等を調布市における障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画に位置付けるものとする。</p> <p><b>（手話の普及啓発）</b></p> <p><b>第8条</b> 市は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、児童、生徒その他の市民が学校教育、社会教育等の学習の場において、手話に関する理解を深めるための教育を推進するよう努めるものとする。</p> <p><b>（手話を学ぶ機会の確保）</b></p> <p><b>第9条</b> 市は、手話を必要とする者とその家族に対し、手話を習得</p>	<p><b>（施策の推進）</b></p> <p><b>第7条</b> 市は、手話に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・理解の促進・普及</li><li>・情報取得，共有</li><li>・手話通訳者の育成・確保</li><li>・手話通訳者の派遣</li><li>・就労・就学</li><li>・教育，医療，介護，保健福祉</li><li>・災害その他の非常事態</li><li>・その他市長が必要と認める施策</li></ul> <p>2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、手話を使用する者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p>

することができる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市は、市民が手話を学習する機会を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市職員が手話に関する理解を深め、手話を学習することができるよう、環境の整備に努めるものとする。

#### **(手話を使用する者への就労支援)**

**第10条** 市は、手話を使用する者の就労に際して適切な労働環境が整備されるよう、事業者に対する普及啓発その他必要な取組の実施に努めるものとする。

#### **(医療・介護・保健・福祉サービスにおける環境整備)**

**第11条** 市は、医療、介護、保健又は福祉に係るサービスを提供する者が行う、手話を必要とする者がサービスを利用しやすい環境を整備するための取組に対して、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### **(災害時における措置)**

**第12条** 市は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### <修正のポイント>

- ・当初の素案で一つの条にまとめていた内容について、項目ごとに条を分割しています。
- ・「情報取得，共有」は第4条第2項で述べているため，第7条以降には位置付けていません。
- ・手話言語条例では「言語としての手話」に関する内容を位置づけ，「手話通訳」及び「意思疎通」に関する内容は，「障害者の意思疎通に関する条例」において位置付けるものとして本案では整理しています。
- ・（第10条～第12条）「東京都手話言語条例」及び「調布市がん対策の推進に関する条例」の条文を参考に作成しています。



(参考) 以下の条文は、前回（第3回）の委員会の素案と同じ内容となっています。

次回（第5回）の委員会で、今回の範囲と合わせて修正案をお示しする予定です。

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指、<u>体及び顔の部位等</u>の動き _____ を使って視覚的に表現する独自の<u>語彙</u>、 _____ 文法を持つ一つの言語です。<u>手話を使用する人々は、手話を通じて知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現し、独自の文化を創造してきました。</u></p> <p>一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であるとは言えません。</p> <p><u>こうした認識の下、手話を使用する様々な世代の人々が、個々の特性に応じて言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことができる環境づくりを推進することが必要です。</u></p> <p>私たちは、<u>こうした手話の特性が</u>、手話を自らの言語として使用する人だけでなく、社会において広く理解されることにより、手話を使用する人の権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えることを通じて、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">(408文字)</p>	<p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指 _____ の動き <u>や表情</u> を使って視覚的に表現する独自の<u>文化及び</u>文法を持つ一つの言語です。 _____</p> <p>_____</p> <p>一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であるとは言えません。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>私たちは、 _____ 手話を自らの言語として使用する人だけでなく、社会において広く理解されることにより、手話を使用する人の権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えることを通じて、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">(248文字)</p>
<p><b>(目的)</b> <b>第1条</b> この条例は、手話が独自の言語であるという認識のもと、</p>	<p><b>(目的)</b> <b>第1条</b> この条例は、手話が独自の言語であるという認識のもと、</p>

<p>手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を自らの言語として使用する者（以下「手話を使用する者」という。）の権利を保障し、<u>もって</u> <u>_____</u> 共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>	<p>手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を自らの言語として使用する者（以下「手話を使用する者」という。）の権利が保障され、<u>全ての市民が豊かなコミュニケーションをとることができる</u> 共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>
<p><b>(定義)</b>  <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 市民</u> 市内に在住、在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p><u>(2) 事業者</u> 市内において事業活動を行う <u>個人、法人及び団体</u> をいう。</p>	<p><b>(定義)</b>  <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 手話</u> <u>日本手話及び日本語対応手話をいう。</u></p> <p><u>(2) 市民</u> 市内に在住、在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p><u>(3) 事業者</u> 市内において事業活動を行う <u>者</u> <u>_____</u> をいう。</p>
<p><b>(基本理念)</b>  <b>第3条</b> 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文化及び文法を持つ一つの言語であるとの認識を前提として、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) <u>手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使用し、手話を継承していく</u> ことは、手話を使用する者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 手話は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重</p>	<p><b>(基本理念)</b>  <b>第3条</b> 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文化及び文法を持つ一つの言語であるとの認識を前提として、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) <u>手話を獲得及び使用し、手話により意思疎通を円滑に図る</u> <u>_____</u> ことは、手話を使用する者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 手話は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重</p>

